

第 5 章

調査計画書についての環境の保全の見地からの

意見を有する者の意見の概要

第5章. 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者

の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき、「(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業環境影響評価調査計画書」の縦覧が、以下の期間行なわれた。

期間：平成31年1月11日（金）～平成31年2月12日（火）

場所：埼玉県環境部環境政策課，入間市環境経済部環境課，狭山市環境経済部環境課，瑞穂町住民部環境課，所沢市街づくり計画部都市計画課の各庁舎内

「埼玉県環境影響評価条例」第7条第1項の規定に基づき，調査計画書について平成31年1月11日（金）から平成31年2月26日（火）までの期間，環境の保全の見地から意見を受け付けた。提出された4件の意見書の概要は，次のとおりである。

意見書1

- ・不老川は，たびたび洪水を引き起こしている。事業を進めるならば，①道路は，浸透性のある舗装にしたい。②進出企業の敷地に基準以上の浸透ます等の設置，駐車場は舗装しないなどの制限をかけていただきたい。

意見書2

- ・公園や緑地を設けるなど湧水が枯れないように配慮してください。
- ・圏央道に行く車両は県道川越入間線にアクセスすることが充分考えられる。県道との交差点には双方の道路に右折レーンを設けられるよう県や入間市と調整してください。

意見書3

- ・この地域は北に不老川，南に林川・谷川に挟まれた河川の氾濫源の場所である。雨水に配慮した区域取りとなってなく残念である。
- ・上藤沢・林・宮寺間新設道路を宮寺まで早期に着工し，その間に林地区全体の雨水等の流れを把握して雨水整備計画（調節池等）を練り，それから区画整理事業（工業）の計画を練るのが望ましい。

意見書4

- ・下流の藤沢地区に水害の影響が及ばないようにしてください。周囲の環境に配慮して調節池を設置するのが基本である。

余白ページ